

平成29年3月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

平成29年3月8日 水曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	小 林 修	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
地 域 政 策 課 長	野 上 英 了
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	山 中 美 由 紀
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
農 林 水 産 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長	廣 田 洋 一
ダ ム 対 策 室 長	福 田 多 肥
水 道 課 長	太 田 啓 寛
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

- 第 1 同意第 1 号 川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 第 2 議案第 1 号 平成 28 年度川棚町一般会計補正予算（第 4 回）
- 第 3 議案第 2 号 平成 28 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 回）
- 第 4 議案第 3 号 平成 28 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 5 議案第 4 号 平成 28 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 6 議案第 5 号 平成 28 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 7 議案第 6 号 平成 28 年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 8 議案第 7 号 平成 28 年度川棚町水道事業会計補正予算（第 3 回）
- 第 9 議案第 8 号 川棚町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 9 号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更の件
- 第 11 議案第 10 号 長崎県市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同共同設置規約の変更の件

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町 長 皆さまおはようございます。同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」について、提案の理由をご説明いたします。

本町の固定資産評価審査委員会委員につきましては、3人の委員を選任しておりますが、任期は3年で3人の委員の任期はそれぞれ異なっておりますので、毎年、委員の選任議案を提出しているところであります。

そこで今回、現職の委員であります山口信明氏の任期が平成29年3月31日をもって満了となりますので、同氏を再任したく提案するものであります。

同氏は川棚町白石郷927番地9にお住まいで、昭和24年9月27日生まれの64歳であります。また、同氏は、これまで2期6年委員を務められており、固定資産評価の審査について豊富な経験を有しておられ、委員として適任と判断されますので、提案するものであります。

なお、任期につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間となります。

以上、提案いたしますので、ご審議の上ご同意くださいますよう、よろしく申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

失礼いたしました。年齢を間違っておりました。67歳でございます。訂正させていただきます。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10:04)

議 長 次に、日程第2、議案第1号「平成28年度川棚町一般会計補正予算(第4回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第1号「平成28年度川棚町一般会計補正予算(第4回)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5026万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を59億7383万3千円にしようとするものであります。併せて繰越明許費、地方債の補正を行うものであります。

今回の補正の主なものといたしましては、歳入においては、町税、負担

金、使用料における決算を見込んだ増減、国県支出金の決定等による増減、実績に基づく寄附金の増額、基金繰入金の減額などであります。

一方、歳出においては、各事業における決算を見込した減額補正又は必要とする経費の追加計上であります。

また、現時点においてすでに平成29年度に繰り越すことが明らかな事業について、繰越明許費として提案するものであります。

以上が、今回の補正予算の概要であります。詳細につきましては企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 おはようございます。それでは内容について私からご説明いたします。なお、今回の補正予算におきましては、歳出においては決算を見込んだ事業費の執行残、落札減などによる不用額減が多くを占めております。また、歳入においても事業費の決算見込みに伴う減額が大半を占めております。また増額についても不足額を補う少額の追加が多くございますので、そのようなものにつきましては簡略にご説明させていただくということで、ご了解をお願いしたいと思います。

それでは事項別明細書の歳出からご説明し、次に歳入、そして第3表、第2表の順にご説明をいたします。それでは歳出35、36ページをお開きください。

1款議会費でございます。事務局費4万5千円の減、これは臨時職員の賃金不足が見込まれますので、職員手当と臨時職員賃金不足が見込まれますので追加を行うとともに、旅費の不用額の減を行うものでございます。次のページをお願いいたします。

2款総務費でございます。1項1目一般管理費、こちらは不用額見込まれるものを減としております。2目秘書広報費、こちらも不用額の減でございます。3目財政管理費でございますが、こちらはふるさと応援寄附金の増額に伴いまして、返礼品あるいは取り扱いの手数料、これの追加を行うものでございます。5目財産管理費でございます。こちらは一般管理費、施設管理費いずれも不用額を減とするものでございます。6目企画費であります。ふるさと創生基金費でございますが、こちらは利子収入及び寄附金の増に合わ

せて積立金を行うものでございます。8目電算管理費、一般管理費、情報処理費ともに不用額を減とするものでございます。9目地域づくり事業費、説明欄地域おこし協力隊事業費でございますが、これは委託料の不用額を減するものでございます。11目諸費、一般諸費これも不用額の減でございます。そして活きいきタクシー助成事業費、これは決算を見込んだところ不用額が見込まれますので、その分減を行うものでございます。16目土地開発基金費、これは利子収入を積み立てるため操出金として計上するものでございます。次のページをお願いいたします。同じく2款総務費の21目移住定住促進事業費でございますが、これはその他の欄の財源内訳のみの変動でございます。事業費の増減はございません。2項1目税務総務費でございますが、これも不用額の減でございます。2目賦課徴収費におきましては、地積図異動修正委託業務に多くの不用額が生じておりますので200万円減額とするものでございます。3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、こちらも不用額を減とするものでございます。5項統計調査費の1目統計調査総務費でございますが、こちらも不用額の減でございます。2目統計調査費、各種調査費がございますが、こちらもいずれも実績に見合わせた不用額の減でございます。次のページをお願いいたします。

3款民生費でございます。1項1目社会福祉総務費でございます。まず説明欄社会福祉総務費でございますが、事業費の増減はなしで、節間の増減を行っております。2目母子福祉医療費でございますが、これはすべて20節扶助費の不用額の減でございます。次に地域福祉基金費でございますが、こちらは寄附金の増に合わせて25節の積立金を計上したものでございます。地域支え合い事業費でございます。こちらは4節共済費、そして7節賃金、合計180万円の減でございます。これは雇い入れが少なかったことによる減でございます。次に国民健康保険基盤安定費でございますが、これはすべて28節操出金でございます。次に後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業費でございますが、こちらも全額が28節操出金でございます。次に後期高齢者医療保険事業費、こちらも全額すべて28節操出金でございます。次に介護保険事業費でございますが、これは内訳が3節が9万3千円の減額、そして残り347万円の減が28節操出金でございます。次に2目障害者福祉費、説明欄の更生医療給付費でございますが、これは扶助費において不足が

見込まれますので、今回追加計上をしております。3目老人福祉費、説明欄の敬老事業費でございますが、敬老の日の行事の不用額を今回減としております。4目老人福祉施設費でございますが、説明欄のいきがいセンター管理費でございます。これはいきがいセンターのボイラー修理の緊急対応が要しまして、補正の間がありませんでしたので、いきがいセンターにおいて支出をし、その分委託料を増額して手当てするというものでございます。5目国民年金事務費であります。これも不用額の減でございます。続きまして2項児童福祉費、次のページに移ります。1目児童福祉総務費でございますが、まず説明欄の児童福祉総務費でございますが、これは内訳が3節の4万8千円の減額、そして23節の141万8千円の減でございます。23節につきましては国県支出金の返納金の減額でございます。次に保育所運営費でございますが、すべて19節負担金、補助及び交付金の減でございます。これも不用額の減であります。次に放課後児童健全育成事業費、これもすべて19節でございます。決算を見込んだところ不用が見込まれますので、今回減額をしております。続きまして3世代同居・近居促進事業費、これは1月末で実績が出ております。1件のみの実績ということで残り不用額を減としております。すべて19節でございます。次に2目児童措置費であります。説明欄の保育所等給付費でございますが、これも決算を見込んだところ不用額、これは全て19節でございますが、不用が見込まれるということで減額を行っております。次に児童手当費、これは全て20節扶助費でございます。これも決算を見込んだところ不用が見込まれますので減を行ったものでございます。次のページをお願いいたします。

4款衛生費でございます。1項1目保健衛生総務費であります。まず説明欄の保健衛生総務費であります。これは内訳がございまして3節が58万円の減額、4節が53万5千円の減額、そして7節賃金が84万1千円の減額でございます。7節の84万1千円の減額につきましては、臨時職員賃金、これらが国保医療適正化事業に振り替えが可能、補助対象となるということで国保特会の方に振り替えを行うものでございます。続きまして緊急医療対策事業費、これは全て19節でありまして、これも不用額の減であります。国民健康保険事業費、これは全て3節でございます。これも不用額の減でございます。続きまして2目予防費でございます。2目予防接種事業費、

これは各種予防接種において不用額が見込まれますので、減額を行ったものであります。4目健康増進費、健康診査費におきまして各種癌検診等の決算を見込んだところ不用が見込まれますので減額を行うものでございます。5目環境衛生費でございます。こちらにつきましては、まず、8節旅費につきましては不用額の減でございます。13節委託料50万円を増額しております。これは平成28年度、国の経済対策として行われます国の補正予算に対応するものでございます。具体的には海岸漂着物等地域対策推進事業費でございます。これにつきましては国の緊急補正対応ということで28年度内において事業完了させることができませんので、これは後ほど第2表繰越明許費としても計上しております。その分が委託料50万円、このうち10分の7が補助として措置されるのものでございます。次に2項1目塵芥処理費並びに2目し尿処理費でございますが、これは東彼地区福祉組合の方の分の普通交付税措置分、この調整をおこなったものでございます。続きまして3項1目公害対策費でございますが、これは事業費の増減なしで財源内訳、国庫支出金の減が生じておるものでございます。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費であります。1項1目農業委員会費につきましては財源内訳の減でございます。2目農業総務費につきましては不用額を減するものでございます。3目農業振興費、説明欄の農業振興費でございますが、まず70万円の減、これはすべて19節でございます。これも不用額の減であります。次に輝くながさき園芸産地振興計画推進事業費であります。これはすべて19節でございます。こちらにつきましては当初本町で補助事業申請する予定でありましたアスパラ整備事業、これを他町において申請することになったことによる大きな減が出ております。その他資材発注の際の落札減が合わさりまして、810万1千円の減となっております。続きまして中山間地域等支払事業費これもすべて19節で実績に見込んだところ不用額を減するものであります。多面的機能支払交付金事業費これも19節でございます。これも実績を見込んだ減でございます。イノシシ緊急特別対策事業費これはすべて8節でございます。これは捕獲頭数の増に合わせた追加計上でございます。続きまして5目農地費であります。農地管理費、これは事業費の増減はなしで13節委託料から11節需用費へ事業費の組み替えを行うもの

でございます。農道新設改良事業費、これはすべて19節でございます。具体的には県営事業であります基幹農道川棚西部、これの地元負担金が大きく減となったものでございます。用排水路事業費これもすべて19節でございます。これは不用額の減を行うものでございます。次に2項林業費1項林業総務費でございますが、森林整備地域活動支援交付金事業費、これは森林組合への補助でございますが、これも不用額が生じておりますので減を行うものであります。3目緑化推進費これも不用額の減でございます。次のページをお願いいたします。3項2目漁港管理費でございます。これも不用額の減でございます。次のページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項1目商工総務費であります。これも不用額の減を行うものでございます。2目商工業振興費これも不用額の減でございます。3目観光費、説明欄観光費でございますが、150万円の減、これはすべて28節操出金の減でございます。これは観光施設事業特別会計の補正予算に伴う調整でございます。続きましてかわたな「発見・巡る旅」整備プロジェクト事業費、これは13節14節において不用額が出ておりますので減を行うものでございます。4目観光施設整備基金費であります。こちらにつきましては寄附の収入増に見合わせて25節積立金を追加するものであります。次のページをお願いいたします。

8款土木費でございます。1項1目土木総務費これはすべて不用額の減を行うものでございます。2項1目道路橋梁総務費でございます。道路橋梁総務費、委託料におきまして、道路台帳作成業務等で落札減が出ておりますのでその分の減額を行っております。2目道路維持費でございますが、これもすべて不用額の減でございます。3目道路新設改良費であります。説明欄にありますように道路新設改良事業費において404万8千円の減、社会資本整備総合交付金事業費、新設改良において1710万円の減でございます。まず、各節ごとですが13節委託料163万円の追加を行っておりますが、こちらは社会資本整備総合交付金事業で行います中倉線歩道設置工事設計業務に追加が生じたので増額をしております。15節工事請負費につきましては落札減等による工事費の減であります。17節公有財産購入費でございますが、内訳としましては中倉線歩道設置工事の財産購入費、これに2000万円の不用が出ております。残り70万円は道路新設改良事業費におけ

る不用額であります。19節負担金、補助及び交付金この内訳としましては、204万8千円これが県営事業大崎公園線の地元負担金の減であります。残り120万円が社会資本整備総合交付金事業、これは上組西部線における不用額120万円でございます。次に22節補償費でございますが、これも中倉線歩道設置工事に伴う補償費の追加でございます。3項2目ダム対策費でございますが、これは不用額の減でございます。4項2目港湾建設費でございます。こちらは五島鉦山付近において県営事業、海岸自然災害防止工事が行われまして、地元負担金の追加計上をするものであります。5項2目公園管理費でございます。こちらは緑化管理業務等に落札減等が出ておりますので、その分減を行うものでございます。次のページをお願いいたします。8款土木費の3目公共下水道費でございます。1246万円の減でございますが、これは公共下水道事業特別会計補正予算の伴う操出金の調整でございます。6項1目住宅管理費であります。1920万円の減を行っております。まず11節需用費でございますが、こちらは町営住宅の管理における修繕に不足が見込まれますので30万円増額を行ったものでございます。15節工事請負費の減につきましては新町団地の改修工事、この落札減に伴う減額を行うものでございます。次のページをお願いいたします。

9款消防費でございます。1項1日常備消防費でございますが、これは広域消防の負担金の減額が生じておりますので、その分減を行っております。2目非常備消防費でございますが、こちらは全て不用額の減を行うものでございます。3目消防施設費におきましても施設管理費、不用額を減するものであります。次のページをお願いいたします。

10款教育費でございます。1項2目事務局費でございます。まず、事務局費83万9千円の増でございますが、内訳としましては3節3万1千円の減、これは不用額でございます。そして8節54万円の減、これにつきましてはスクールソーシャルワーカー、これの県負担が当初週2日ということが示されましたが、最終的には週3回ということになりまして、町負担がなくなったことによる54万円の減でございます。そしてもう一つ25節141万円の増がしております。これは寄附の収入増に伴い積立金を増額するものでございます。続きまして学校給食費助成事業費でございます。これはいわゆる第3子の給食費無料化の助成事業でございまして、決算を見込んだとこ

ろ100万円の減が見込まれるということで、今回減額を行うものでございます。2項1目学校管理費でございます。各小学校それぞれ事業が完了しまして不用額が生じておりますので、減額を行うものであります。3目学校プール管理費でございます。これも石木小学校プール管理費、この修繕で不用額が生じておりますので、今回減額を行うものでございます。3項1目川棚中学校施設改良費でございます。これも非常階段の工事に落札減が生じておりますので減額を行うものでございます。2目教育振興費の川棚中学校教育振興費でございますが、これは扶助費、準要保護等の扶助費について不用額が見込まれるので減額を行うものでございます。続きまして5項1目社会教育総務費であります。社会教育総務費こちらは3節4節において不足が見込まれますので今回増額を行うものでございます。次に人づくり文化スポーツ振興費、これは全て次のページになりますが25節の積立金になります。これは寄附金の収入増に伴い積立金を行うものでございます。次のページをお願いいたします。町自主文化事業費でございます。これは前のページにもなりますが13節と14節に不用額が見込まれますので、今回合わせて70万円の減を行うものであります。2目公民館費であります。地区公民館建設費、地区公民館建設の補助でありますが、これも不用額が生じておりますので減を行うものであります。3目公会堂費であります。公会堂管理費の需用費15万の追加でございます。これは燃料費に不足が生じる見込みでありますので、今回追加計上を行っております。6項4目照明施設管理費でございます。こちらにつきましてはナイター照明の電気料でございますが、不用額が生じておりますので減を行うものであります。7項1目管理費であります。7項学校給食共同調理場費における説明欄運営費でございますが、大きくは11節需用費の減150万円でございます。これは主に燃料費、光熱水費の不用額が生じる見込みであることから減を行うものであります。そして14節も不用額の減でございます。次の施設維持補修費、これは15節工事請負費において不用額が生じておりますので減を行うものでございます。次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費であります。2項1目公共土木施設災害復旧費でございます。こちらは歳出の増減はございませんで、財源内訳の変動のみでございます。次のページをお願いいたします。

14款予備費でございます。予備費として335万1千円の増でございますが、これは歳入歳出調整による見合い調整でございます。なお、以下67、68ページに給与費明細をお付けしておりますが、こちらの説明は省略とさせていただきます。それでは歳入についてご説明いたします。9ページをお願いいたします。

歳入の1款町税でございます。4項1目町たばこ税であります。これは町たばこ税において1000万円の増が見込まれるということで今回追加計上を行っております。次のページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金であります。1項1目民生費負担金でございます。こちらはいわゆる保育園の保育料でございます。今までの実績から各園ごとの決算を見込みまして、減が生じるということで今回減額を行っております。次の3目農林水産業負担金でございます。こちら歳出で説明しました用排水路事業費の減に伴う負担金の減でございます。次のページをお願いいたします。

12款使用料及び手数料でございます。1項5目教育使用料、説明欄にありますように公民館使用料、公会堂使用料、こちら実績に見合わせた増額を行うものでございます。そして照明施設使用料、具体的には野球広場のナイター照明の使用料でございますが、28年度は貸し出しが終了しております。実績に見合わせた減額でございます。次のページをお願いいたします。

13款国庫支出金であります。国庫支出金につきましては交付額の決定あるいは歳出の増減に対応するものでありますので、個々の説明は省略ということでご了解願いたいと思っておりますが、1点だけ16ページ、土木費国庫補助金、社会資本整備交付金、こちらにつきましては内訳がございますのでご説明いたします。954万1千円の減となっておりますが、内訳としまして中倉線歩道設置工事費分が912万円の減、そして児童福祉費における3世代同居近居促進事業に係る分が42万1千円の減、合わせて954万1千円の減となっております。それでは次に19ページに移ります。

14款県支出金でございます。こちらも国庫支出金と同様に交付額の決定あるいは歳出に対応するものでございますので、個々の説明は省略ということでご了解願いたいと思っております。1点だけ22ページの海岸漂着物地域対策事業補助金についてご説明いたします。これは先ほど歳出で説明いたしまし

た国の補正予算に対応するものでございます。ただ、内訳がございまして、国の補正予算に対応する分としましては歳出の50万円の10分の7、35万円、残り5万円につきましては当初の補助率、これが引き上げがございましたので5万円の増となっております、合わせて40万円の増額を行うものでございます。それでは25ページに移ります。

15款財産収入であります。1項1目財産貸付収入の土地貸付収入でございますが、これも実績に合わせた増額でございます。そして2目利子及び配当金、ふるさと創生基金利子でございますが、これも利子の実績に合わせた追加でございます。同じく3目土地開発基金運用収入、こちらも基金利子の実績に合わせた増額でございます。続きまして2項1目不動産売払収入でございますが、こちらも実績に見合わせた増額でございます。2目物品売払収入、こちらも実績に合わせております。内容としましては消防ポンプ車の廃車に伴い引き取り代として収入がありましたので15万9千円を追加しております。次のページをお願いいたします。

16款寄附金でございます。今回補正予算直前の2月9日の時点に合わせて増額を行っております。総額で補正前の額691万8千円に925万4千円の増額を行うものでございます。各目ごとにつきましては寄附された方、寄附者の方々の指定によりまして振り分けを行っております。それでは次のページをお願いいたします。

17款繰入金であります。まず、1項4目後期高齢者医療特別会計繰入金でございます。これは後期高齢者医療特別会計の補正予算に伴う繰入金の調整でございます。続きまして2目基金繰入金でございます。今回補正予算のよりまして財源不足が、減少がしておりますのでその分基金繰入金の解消を図るものでございます。まず、下水道事業基金繰入金、6200万円の減ということで補正後の金額が0となります。次に財政調整基金繰入金3004万9千円の減をおこないまして、補正後の額が4200万円となっております。次のページをお願いいたします。

19款諸収入であります。4項4目過年度収入であります。これは主に農地災害復旧費に伴う過年度収入でございます。次に5目雑入であります。これはそれぞれ実績に見合わせて増減を行うものでございます。次のページをお願いいたします。

20款町債でございます。町債につきましては、各事業費の減額に伴いまして、町債も減となるものでございます。町債の一番上の補正額をご覧いただきたいと思いますが、合計しまして5830万円の減、補正後の金額が3億4300万円となるものでございます。以上で歳入についての説明を終わります。

それでは第3表地方債補正についてご説明いたします。5ページをお開き下さい。第3表地方債補正であります。これは先ほど説明しました歳入20款の町債に対応するものでございます。補正前の合計額が4億130万円、これが補正後3億4300万円とするものでございます。

それでは第2表繰越明許費についてご説明いたします。前のページの4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費として2つの表を掲げております。まず、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費111万円でございます。具体的に言いますと個人番号カード交付事業の繰越であります。この事業につきましては全額国費で措置されているものであります。国において繰越対応となった補助金にかかる事業費につきましては、市町村においても繰越明許費についての議決手続きを行うよう総務省から指示がっておりますので、今回繰越明許費としてご提案するものであります。次に4款衛生費1項保健衛生費、環境衛生費でございますが、歳出の折説明いたしました海岸漂着物等地域対策事業、これの繰越でございます。合計161万円の繰越をするものでございます。以上が平成28年度一般会計補正予算（第4回）の内容でございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 それでは先ほど説明がありました歳出の45、46の環境衛生費の海岸漂着物等地域対策事業についてですが、これは委託料となっておりますが、委託先はどういうところへ委託されるのかということと、それからすでにその委託先に委託がしてあって50万円を増額をするのか、それとも50万円が新規に委託されるのかというのをお聞きします。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただ今の質問についてお答えいたします。まず、委託先につきましては漂着物等ですね、清掃をするにあたりましてこれまでの実績

としましてシルバー人材センターの方に委託をして実施をしたところでございます。なお、今回の50万円の補正につきましては国の28年度の補正予算等によるですね、事業配分が川棚町の方にも行われましたので、28年度の現年予算としてはですね、当初の方で50万円の事業費を持ち合わせておりましたけれども、これとは別にですね今後29年度までの事業にあたる費用として国の方からは見込まれて交付をされている状況でございます。今現在はこの50万円についてはまだ、未執行の状況でございます。必要があればこれにつきましても28年度内で事業が必要となればですね、当然清掃費用として執行するべきところではございます。ただ、今の現状ではまだその早急にあたるという状況ではございませんので、これを29年度に繰り越してですね29年度での財源として活用をしていくということで考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番久保田 お尋ねします。ページ42ページ民生費のところですね、いきがいセンターの管理費、ボイラーの修理の対応というところで99万8千円が上がっております。いきがいセンターを利用している高齢者の方々がこの間大変不自由なさったと聞いておりますが、これは修理ではなくって耐用年数というのはまだ大丈夫なのか、修理で大丈夫なのかですね、そのところともう一つは、46ページ予防接種事業費のところ、各種予防接種の不用額とおっしゃったと思います。この各種というのはどういう種類なのか、それから受けなければいけない人が受けていなくて、この不用額が出たのなら額としては大きいのでそこをお聞きします。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただ今の質問についてお答えします。1点目のいきがいセンター管理費ボイラー修理にかかる委託料の増額ということで、企画財政課長の方で説明をいたしましたけれども、ただ今の久保田議員からの質問でこれは耐用年数を考えたときに修理でいいのかというようなご質問であったかと思いますが、この件につきましてはもうかなり年数も経っていたということでですね、ボイラー自体は取替を行っているものでございます。以上です。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 久保田議員の予防接種関係の質問についてお答えいたします。まず予防接種については定期予防接種といいまして10数種類ございます。それぞれの予防接種について単価が違っております。それをそれぞれ積算をして当初予算で計上をしているところなんですけれども、この予防接種に関しましても疾病の流行であるとか、それから予防接種の対象年齢、そういったところで年々変わってくるというところがございます。当初予算につきましては余裕を持って若干多めにですね計上をしていたところで、今回ほぼ接種の費用が固まりましたので、その分不用額を落としたというところがございます。なお、件数につきましては、それぞれ増えている予防接種、減っている予防接種さまざまございますけれども、全体的にはひどく落ち込んでいるというところではございません。以上です。

議 長 久保田議員。

4番久保田 重ねて尋ねます。じゃあ予防接種のところでは、定期接種を受けなければならない対象者の方たちはほぼ受けているということによるしいんですね。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 予防接種のですね接種率については現在資料を持ち合わせておりませんが、件数的にはですね、そう落ち込んでいるというところは見受けられません。また勧奨についてはですね、国の方からも日本脳炎であるとかそういった部分で、年齢が過ぎないうちに受けさせるようにということで通知等が来ますので年末だったか年明けてだったかちょっと覚えていないんですけど、そういった国からの勧奨が来た場合にはですね、保護者の方に予防接種は受けられていますかという文書をですね、配布して勧奨に努めております。以上です。

議 長 高以良議員。

10番高以良 60ページ。10款の教育費の1項1目事務局費の中のものですね、説明欄の6、学校給食費の事業費の100万円減のことですが、小中学校に3人以上在籍している場合のその第3子以降の子どもの給食費に対する補助の分が今回100万円の減ということでしたけれども、当初予算で400万円計上されていて、そのときの説明では81世帯の90名が対象として見込まれているということで、この対象者の見込みというのはあ

る程度確実なところが見込まれることができたんじゃないかなと思っているんですけど、そういう状況の中で400万円の予算に対して100万円の減というのはちょっと減額の金額が大きいように思うんですけど、なぜ減額になったのかということについてお尋ねいたします。

議 長 教育次長。

教育次長 私の方から説明いたします。この100万円の減額につきましては、当初先ほど言われたように91名の該当者ということで計上してました。ただこの91名の中には、実際68名が申請をされて受けられているんですけど、その中で要保護と準要保護の方の人数と言いますか、それを申請をされておりますんで、その分が減額ということでこの金額となっております。以上です。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 38ページでございますが、これはですね節で行けば13節の委託料205万円ですね。これがふるさと応援寄附金の増額に伴ういわゆる返礼品、取扱料等の増によるいわゆる増額補正でございますが、ふるさと応援寄附金というのが今年大幅に増えていると思うんですが、結果的に返礼品とかそれからいわゆる宣伝のためのいわゆる委託料等使っているわけですので、そういったことを引いたですね実質的ないわゆる返礼品もしくはそういうような委託料、そういったものを引けばですね実質的にどれくらいになっているのかですねお願いしたいと思います。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それではお答えいたします。まずご了解いただきたいのがですね、この補正予算書で言いますと、12款役務費46万3千円、こちらがいわゆる取り扱いの手数料であります。これは寄附の収入によりまして随時発生しますので、これはほぼ寄附金の総額のおおよそ9パーセントということで一致をいたします。ただ13節の委託料これにつきましてはですね、実際に寄附を申し込まれた方が返礼品を選択をして、そしてなお返礼品が寄附者の方に送付されて初めて請求が来るというそういう流れになっております。そういうことから返礼品がですね、たとえば3月中に発送ができない場合、この分が必ずしも寄附の収入額と一致しないということですね。どうしてもずれが生じておるとということと特に28年度は初年

度でありますので、その辺歳出の方があとでおっかけてくるという、そういう図式になろうかと思えます。現在のところですねそういったことがありますので寄附金収入額がおおよそ今回の補正時点でふるさと応援寄附金の総額が1088万1800円ですから1090万円ほどとなっております。それからするとですね、やや下回るんですが、おおむねということでご承知おきたいんですが、1090万円の約9パーセントですから110万円程度ですね。そして委託料がその返礼品が4割としておりますので、それを差し引きますとおおよそ5割弱の経費になろうかと思えます。ですから最終的には決算ということになって参りますが、おおよそ1090万円の内500万円前後がその返礼品及び手数料になりまして、残り600万弱が実質収入ではなかろうかと、現時点では推測をしております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですかね。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「平成28年

度川棚町一般会計補正予算（第4回）」は、原案のとおり可決されました。

（10：56）

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

（10：56）

（…休 憩…）

（11：10）

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、日程第3、議案第2号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第2号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2693万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億284万2千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出からご説明いたしますので、22ページ、23ページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費及び4目退職被保険者等療養費につきましては、給付費の動向からそれぞれ決算見込みにより補正をするものであります。なお、2目退職被保険者等療養給付費は支払基金からの交付金増額に伴い、財源区分を調整したものであります。2項高額療養費につきましても同様に1目一般被保険者高額療養費から4目退職被保険者等高額介護合算療養費をそれぞれ決算見込みにより補正をするものであります。2款の保険給付費は全体で9590万円の増額補正であります。一般被保険者、退職被保険者ともに1人当たりの医療費が増加傾向であるところによるこの補正となっております。次のページをお開き下さい。

3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金は支援金決定額によ

り減額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

6 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金、2 目保険財政共同安定化事業拠出金は、県国保連合会より拠出金の確定額が示されましたのでその差額を減額補正するものであります。次のページをお願いいたします。

7 款介護納付金 1 項 1 目介護納付金は補正額はございませんが、歳入における国、県の負担金の交付決定等によりまして、財源区分を調整するものであります。次のページをお願いいたします。

8 款保険事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費は集団検診が終了しまして、事業費がほぼ固まりましたので減額補正をするものであります。同じく 2 項 1 目疾病予防費につきましては管理栄養士の臨時職員人件費を医療費適正化事業の県補助対象となるため一般会計から組み替えたもの、及び癌検診にかかる委託料の減額を補正するものであります。次のページをお願いいたします。

1 1 款諸支出金、1 項 3 目償還金は平成 27 年度の精算金として国、県へ返還するもので、その内訳は国への療養給付費交付金返納金 590 万 675 4 円、特定健診保健指導負担金の精算返納金 23 万 5 千円、それから県への特定健診保健指導負担金の精算返納金として 28 万 2 千円となっております。次のページをお願いいたします。

1 2 款予備費 1 項 1 目予備費は歳入歳出の見合いによるものであります。次に歳入を説明いたします。6 ページ 7 ページをお開き下さい。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、同じく 2 目退職被保険者等国民健康保険税につきましてはそれぞれの節におきまして、決算見込み額により補正をするものであります。減少の原因といたしましては被保険者数の減少、軽減措置額の増額等が見込み以上に大きかったことによるものであります。次のページをお願いいたします。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金は交付額変更申請による増額補正であり、同じく 2 目高額医療費共同事業負担金は国からの交付決定の通知により減額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

4 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫

支出金と同様交付決定の通知により減額補正をするものであります。2項1目財政調整交付金は歳出で説明いたしました臨時職員の人件費を一般会計から組み替えたことによる補助金の増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

5款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金は、退職被保険者の療養給付費交付金であり、支払基金からの変更交付決定額により増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

6款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金につきましては、これも支払基金からの変更交付決定額によりまして増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

7款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金、同じく2目保険財政共同安定化事業交付金は国保連合会からのそれぞれの交付決定額によりまして増額補正をするものであります。この共同事業交付金が多く増加している要因としてましては、歳出における高額医療費が大きく伸びているところにあります。なお、歳出につきましては一度12月議会において補正済みであり、歳入額が固まりましてので今回増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては保険基盤安定繰入金の概算交付決定により町負担分を増額補正するものであります。次のページをお願いいたします。

11款諸収入、3項2目一般被保険者第三者納付金は平成26年2月に発生しました被保険者の交通事故に係る医療費につきまして、損害賠償求償事務の完了に伴い増額補正をするものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますようよろしくをお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。山口議員。

1 番 山 口 23ページなんです、今回の補正がですね、総額で1億2600万の追加ですよ。その内の大半がですね23ページの一般被保険者療養給付費9500万と大部分を占めているわけなんです、これが説明ではいわゆる1人当たりの給付額が増えて行っていると、そういうことであれば今後ともですねこういう傾向が続いていくのかどうかですね。それともこ

ういうふうに補正の追加額の大半がですね、いわゆる今回だけ突出したものの
なのか、今後ともこういうふうな見込みなのかその点をちょっとお聞きした
いと思います。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 医療費の動向でございますけれども、医療費につきましては
27年度からすると大変上がっております。1人当たりの医療費が県から情
報提供としてくるんですけれども、今年度におきましては8月の診療分から
11月の診療分までで県で一番となっております。これは1人当たりの医療
費が県で一番ということになっております。昨年度と比較するとこの点にお
いてだいぶ1人当たりの医療費が増えている現状であるということが言える
と思います。原因等を調べているんですけれども、入院等も多く、それから
県内で多い循環器系の疾患、それから新生物、これは癌になりますけれども
癌の入院であるとか精神及び行動の障害、この3つが県内でも多い疾病の種
類となるんですけれども、いずれのこの3種類の疾病におきましても川棚町
は上位の位置に付けているという状況であります。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。田口議員。

2 番 田 口 歳入、この1ページの表でもいいんですが、一般会計からの
繰入金ですね。当初予算で1億7400万円で補正で2460万加えて、合
計が1億9900万円というように一般会計からの繰入金が非常に大きな金
額になっておるんですけれども、こういう傾向は今後も続くというふうに考
えられるのでしょうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 まず一般会計からの繰入は今後どうなるかという質問ですけ
れども、一般会計からの繰り入れる分につきましては、保険者の支援制度と
しまして低所得者数に応じて保険料の一定額を補填するものであるとか、ま
た、基盤安定の制度分として、これは低所得者に対する減額措置を行います
けれども保険税において、その分を県と町でそれぞれ負担をするというところ
もあります。その他出産育児金であるとかそういった部分も一般会計から
繰り入れる部分ではありますので、こういった医療費が増額をしていけば町
の一般会計からの繰入も今後増えてくるのだろうと予測はされます。以上で
す。

議 **長** 他に質疑はありませんか。久保田議員。

4 番 久保田 収入の 7 ページで、医療給付費の課税分が減っている理由として被保険者の減少と説明があったと思いますが、これは数が減るのかそれとも社会保険などとか後期高齢者に移行される方が多くなって、この国保の被保険者が減るのでしょうか。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 被保険者数の数なんですけど年々減少をしております。今回 28 年度においては 27 年度以上の推移で被保険者数が減っております。内容としましては、言われるように転出であるとかそれから死亡、そういった部分もありますけれども、あと後期高齢者への加入ですね。そういった部分もありますけれども、今回大きく増えているのは社会保険への加入っていうのが制度の改正によって臨時のパートさんとかも社会保険に加入をされると、そういった部分もありましたので、そういった関係で社会保険へ加入したために減少しているというところもございます。以上です。

議 **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 2 号「平成 28 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:30)

議 長 次に、日程第4、議案第3号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第3号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6240万6千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは事項別明細書でご説明いたしますので、6、7ページをお開きください。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料につきましては、当初予算において広域連合が試算した保険料額を計上しておりましたが、決算見込み額によりそれぞれの補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金は、歳出1款総務費において健康診查事業費の委託料を増額したことによるものであり、2目保険基盤安定繰入金は、広域連合に対する拠出金の額の決定により一般会計からの繰入金を増額補正するものであります。次に歳出になります。10、11ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費は、健康診查において受診者見込み増により委託料の増額補正であります。次のページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入でご説明いたしました保険料収入の増額及び保険基盤安定負担金の拠出額の決定により増額補正をするものであります次のページをお願い

いたします。

3款諸支出金、2項1目他会計繰出金につきましては27年度決算における余剰金は、平成28年度予算において広域連合納付金と一般会計へ戻し入れる他会計繰出金とに分けるのですが、その内訳が誤っておりましたので、広域連合納付金分を2万6千円減額し、一般会計へ繰り出す分を2万6千円増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第 5、議案第 4 号「平成 2 8 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 4 号「平成 2 8 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）」について、提案理由のご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 7 5 2 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 億 1 5 7 2 万 4 千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして事項別明細書でご説明いたします。歳出からご説明いたしますので、1 6 ページ、1 7 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目総務管理費につきましては、社会福祉法人が行う低所得者の負担軽減策を補足するための補助金の増額分であります。なお、財源は県 4 分の 3、町 4 分の 1 となっております。同じく 3 目認定事業費につきましては、東彼地区保健福祉組合分担金の減額に伴う減額補正であります。次のページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項 1 目介護サービス等諸費、2 目介護予防サービス等諸費につきましては、保険給付費の決算見込み額と現予算額の差額を補正するものであります。なお、一部は制度改正による地域支援事業費分として 2 款から 4 款への組み替えも行っております。次のページをお願いいたします。

4 款地域支援事業等費、1 項 3 目介護予防日常支援総合事業費につきましては、総合事業における訪問型サービス、通所型サービス事業において歳出増が見込まれるため、先ほど 2 款で説明いたしました 2 目の給付費から組み替える増額補正をするものであります。同じく 2 項 1 目保健福祉事業費につきましては、社会福祉協議会への配食サービス事業用車両購入補助金の確定に伴う減額補正であります。次のページをお願いいたします。

5 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費基金積立金は、平成 27 年度において約 5,900 万円が繰り越しとなり、今年度の給付費につきましてもおおよその見込みが立ちましたので、1 千万円を基金へ積み立てるものであります。次のページをお願いいたします。

8 款予備費、1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより減額補正をするものであります。次に歳入について説明いたします。6 ページ、7 ページをお願いいたします。

保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、特別徴収の保険料が当初見込みよりも上回る傾向であるため増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金は、国の交付額決定による現予算額との差額を減額補正するものであります。同じく 2 項 1 目調整交付金につきましても、国の補助金額決定による現予算額との差額を減額補正するものであり、2 目地域支援事業交付金は日常生活支援総合事業の開始によりまして増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金は、支払基金から受ける保険給付費に対する交付金で、交付決定通知により現予算額との差額を減額補正するもので、2 目地域支援事業交付金は日常生活支援総合事業の開始により増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金につきましても、県の交付額決定による現予算額との差額を減額補正するものであります。同じく 2 項 1 目地域支援事業交付金は、日常生活支援総合事業の開始により増額補正をするもので、2 目介護保険低所得者対策事業費補助金は、歳出 1 款の総務費で説明いたしました社会福祉法人が行う低所得者の負担軽減策を補足するための補助金の県負担分 4 分の 3 の額を受入分として計上しております。次のページをお願いいたします。

8 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金は、保険給付費にかかる町負担金分で、歳出で説明いたしました 2 款保険給付費の減額補正により、一般会計からの繰入金を減額補正をするものであります。2 目地域支援事業繰入金は歳出で説明いたしました 4 款地域支援事業費の増額補正より一般会計からの繰入金を増額補正するものであります。3 目低所得者保険料軽減繰入金は、

変更交付申請による減額補正であります。4目その他一般会計繰入金は、歳出でご説明いたしました福祉組合への分担金の減や、社協に対する補助金の決定等による、町負担分の減額補正となります。以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 **長** これから質疑を行います。久保田議員。

4 番 久 保 田 2款と3款でまたがってお聞きしたいと思います。2款の保険給付費で居宅サービス給付費が大きく1500万、それから施設介護給付費が1000万減額されております。その部分が4款の地域支援事業費等のその120万、230万これに変わっていくものでしょうけれども、それにしてもあまりにも大きな減額補正になっています。理由はなぜこういうふうになるのでしょうか。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 まず歳出2款の保険給付費で介護サービス等諸費の2000万が大きいという質問ですけれども、説明欄のところを見ていただければと思いますけれども、居宅介護サービス給付費これを1500万減額をしております。この内500万は説明欄の3の地域密着型サービス給付費、これは小規模の通所が制度改正によりまして、地域密着型のサービスに移行されましたので、この1500万の中の500万を3の地域密着型サービス給付費にまず移行しております。それから施設介護サービス給付費これは施設におけるサービスを受けたときに支払う部分なんですけれども、ここは1000万円を減額しております。ただ施設介護サービス給付費は月3000万ほど支出をする項目でありますので、その中の1000万ということであればですねそう割合的には大きな額ではないと考えております。それから2目の介護予防サービス等諸費につきましては、先ほど言われたとおりこの部分は4款の地域支援事業費に移行をした部分でございます。以上です。

議 **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)」は、原案のとおり可決されました。

(11:47)

議 **長** 次に、日程第6、議案第5号「平成28年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算(第1回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第5号「平成28年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算(第1回)」の提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7250万円にしようとするものであります。なお、補正予算の詳細につきましては、地域政策課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 **長** 地域政策課長。

地域政策課長 それでは私の方から補正の内容を説明いたします。歳出からご説明いたしますので、8、9ページをお開きください。

1款観光施設事業費、1項1目管理費の説明欄の大崎公園管理費14万円の減額補正は、13節委託料及び18節備品購入費の執行残でございます。続きまして、2目改良費の説明欄の大崎公園改良費88万円の減額補正は、

15節工事請負費の執行残でございます。次のページをお開きください。

3款予備費、1項1目予備費の48万円の減額補正は、歳入歳出の見合いにより減額しているものでございます。次に歳入をご説明いたしますので、6、7ページをお開きください。

1款繰入金、1項1目一般会計繰入金については、ただいま歳出で説明いたしました各減額補正について、一般会計からの繰入金を減額し計上しているものでございます。

以上、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号「平成28年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「平成28年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決

されました。

(1 1 : 5 2)

議 長 次に、日程第 7、議案第 6 号「平成 2 8 年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 6 号「平成 2 8 年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 8 6 6 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 5 億 7 8 1 3 万 1 千円にしようとするものであります。補正予算の詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 それでは説明をいたします。今回の補正予算は、決算見込みによるものの補正が主なものでございます。それでは歳出から説明をいたしますので、1 1 ページ、1 2 ページをお開きください。

1 款 1 項 2 目管渠管理費ですが、1 1 節需用費は決算見込みにより減額補正するものでございます。1 3 節委託料は落札減に伴い減額補正するものでございます。3 目処理場管理費ですが、1 1 節需用費は決算見込みにより減額補正するものでございます。1 3 節委託料、これにつきましては、浄化センター他維持管理業務の落札減に伴い減額補正するものでございます。4 目都市下水路管理費ですが、1 1 節決算見込みにより減額補正するものでございます。次の 1 5 節でございます。工事請負費これにつきましては落札減に伴い減額補正をするものです。次に 1 3 ページ、1 4 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目下水道建設費でございますけれども 1 3 節委託料は境界復元測量に伴い執行残が出ましたので減額を補正するものでございます。1 5 節工事請負費は、当初予算におきましては、施設の移転に伴う汚水枝線の延長工事が必要ということで計上をしておりましたが、施設の移転が延期になったことに減額補正をするものでございます。2 2 節補償、補填及び賠償金でございますが、決算見込みにより減額補正をするものでございます。1 5 ページ、1 6 ページをお願いいたします。

3款1項2目利子でございます。利子の償還につきましては、財源内訳の補正でございます。特定財源、その他一般会計繰入金を減額をいたしまして、下水道事業特別会計の一般財源の下水道使用料からの支出を増額しようということで組み替えをしたものでございます。次に7ページ、8ページをお願いいたします。歳入についてでございます。

4款1項1目一般会計繰入金ですが、歳入と歳出の見合いによるものでございます。次に9ページ、10ページをお願いいたします。

7款1項1目下水道建設事業債ですが、歳出で説明をいたしました施設移転に伴う汚水枝線延長工事の延期により減額補正をするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

失礼しました。追加で説明をさせていただきます。議案書の3ページをお願いいたします。第2表地方債の補正でございます。こちらにつきましても、ただ今歳入歳出でご説明をいたしました工事請負費の減に伴いまして減額をしております。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。よろしいですね。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

（11：59）

議 長 次に、日程第8、議案第7号「平成28年度川棚町水道事業会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第7号「平成28年度川棚町水道事業会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は収益的収入及び支出で、収入において115万6千円を増額し、収入予算の総額を3億3549万6千円に、また支出において2553万円を増額し、支出予算の総額を3億4765万9千円にしようとするものであります。補正予算の詳細につきましては、水道課長より説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 水道課長。

水道課長 それでは説明をいたします。今回の補正につきましては、山道浄水場第7次拡張事業の減価償却費の計上並びに決算見込みに伴うものが主でございます。まず、3ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書となります。これにより説明をいたします。収益的収入及び支出についてですが、支出から説明をいたします。表の右側の説明欄に記載をしておりますので、金額が大きなものについて説明をさせていただきます。

支出の1款1項2目浄水費でございます。ここの修繕費につきましては、浄水場の設備修繕が少なかったことから減額補正をするものでございます。3目配水及び給水費についてですが、修繕費は平成26年度より水道メーターの取替数量が減少をしてきておりまして、その中で取替数の減ということで減額補正をするものでございます。動力費につきましては各施設の電気

料でありまして、決算見込みにより減額補正をするものでございます。工事請負費は、緊急修繕工事による増額があったものの、小串地区の下水道工事に伴う配水管布設替え工事が下水道工事の延期により減となっております。その他工事に落札減により減額補正をするものでございます。5目総係費です。説明欄にはアセットマネジメント策定業務の落札減というふうに記載しております。この1件でございます。ここを減額補正するものでございます。6目減価償却費でございます。これにつきましては、当初予算編成時期におきましては、7次拡張事業の減価償却費は確定されていなかったために計上することができておりませんので、増額補正をするものでございます。2項の営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費でございます。27年度に借り入れました企業債の利息を推定される利息ということで計上をしておりましたが、利率の確定に伴い支払利息が減少となることから減額補正をしております。2目の消費税でございます。補正予算に対応した再計算を行った結果、減額補正をするものでございます。次に収入についてでございます。上段になります。

1款1項営業費用、4目その他営業収益は説明欄の工事負担金につきましては県道川棚有田線交通安全設備整備に伴う補償金、これを増額補正をするものでございます。2項2目雑収益でございます。これは熊本地震災害派遣に係る求償額を増額補正するものでございます。5目長期前受金戻入、これにつきましては、昨年度実施をしました緊急避難路棚尾線の送水管布設替え工事、この工事負担金の収入があつておりまして、その分の収入を増額補正するものでございます。次に4ページをご覧くださいと思います。

こちらは予定損益計算書でございます。中段より少し下の経常利益（△の場合は経常損失）と書いておる欄でございますけれども、今回の補正予算に計上したものを含めて、すべて執行した場合との想定で作成をしております。結果的に1647万2千円の経常損失となっております。また、最下行に記載をしております当年度未処分利益剰余金、これでは241万3868円の欠損ということになっております。このことにつきましては、主な原因は7次拡張事業の償却資産に起因をしておりますけれども、24年7月に7次拡張工事以後のシミュレーションを行い、議会へもご説明をさせていただいているところでございます。予算ベースのシミュレーションでは今回、

平成35年までの赤字決算の予定ということで試算をしておりますけども、積立金の取り崩しや決算による剰余金を考慮しますと、もっと早い年度で黒字決算となることと考えております。

次に1ページ、2ページをお願いいたします。予定実施計画書でございます。次に5ページ6ページでございますけれども、こちらには予定貸借対照表、次に7ページ8ページにつきましては、予定キャッシュフロー計算書を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。この支出のところですね、減額補正になっておりますが、これについてはですよ、いわゆる決算見込みということと、併せて第7次の拡張事業によるそういった効果といったものがあるのかどうかですね、それによってたとえば電気料とかそういったものが、減額になりましたということなのかお尋ねをしたいと思います。

議 _____ **長** 水道課長。

水 道 課 長 7次拡張工事での効果ということでございますけども、施設は新しくなりまして、ポンプを動かすモーター等も新設となりましたので、それを動かす電気料、こういうものは確実に安くなっておると思っておりますけれども、全体として何がどう安くなったかという分析まではしていないところでございます。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。よろしいですね。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号「平成28年度川棚町水道事業会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第7号「平成28年度川棚町水道事業会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(12:10)

議 長 引き続き行いますのでご了解をお願いいたします。

次に、日程第9、議案第8号「川棚町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第8号「川棚町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を説明いたします。

今回、提案いたします条例の一部改正につきましては、行政不服審査法が平成28年4月1日に改正され、処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てることができる制度が公正性の向上、使いやすさの向上の観点から抜本的に見直されております。そこで条例第5条においても同法に準じた異議の申し立てについて規定されており、法の改正に併せて改正する必要が生じたので、提案するものであります。

その他詳細につきましては農林水産課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 それでは詳細につきまして説明をいたします。2枚目の新旧対照表をお開き下さい。右が改正前、左が改正後となっております。まず、右の改正前、第1条の土地改良事業に要する経費についての次に、左、改正後のように「地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条及び第228条第1項並びに」を加えます。地方自治法の第224条は分担金を徴収す

ることができる旨の規定でありまして、228条第1項は分担金に関する事項について条例で定めなければならない旨の規定であります。次に改正前、第5条ですね。見出しの「異議の申し立て」を、改正後の「審査請求」に改めます。改正前、第5条第1項の2行目後半ですね。「受けた日から60日以内」を、改正後、「受けたことを知った日の翌日から起算して3月以内」に、それから改正前の「異議を申し立てる」を、改正後、「審査請求をする」に改めます。また、第5条2項の「規定により異議の申し立てを受けたとき」を、改正後、「規定による審査請求があったとき」に改めるものです。1枚戻っていただきまして、改正条文をご覧ください。附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。よろしいですね。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号「川棚町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第8号「川棚町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(12:15)

議 長 次に、日程第10、議案第9号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更の件」を議題いたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第9号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更の件」について、提案理由をご説明いたします。

今回の規約の変更につきましては、長崎縣市町村総合事務組合を組織する南高北部環境衛生組合が、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日をもって解散することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じ、規約の変更が必要となりましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきますが、詳細につきましては総務課長に説明させますので、ご審議の上ご決定くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは説明をさせていただきます。町長が提案理由で説明しましたとおり、南高北部環境衛生組合が平成29年3月31日をもって解散することに伴いまして、長崎縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する必要が生じたので、提案するものであります。新旧対照表で説明をさせていただきますので、お聞き願います。一番最後のページになります。

上の段が別表第1でございますけれども、右側の組合を組織する組合市町村の上から4行目、下線を引いてある部分ですね。南高北部環境衛生組合を脱退により削除するものでございます。

次の別表第2でございますが、ここでは総合事務組合が共同処理する事務と団体を示しておりまして、表の左側第3条第1号に関する事務、この事務

は職員の退職手当の支給に関する事務でありまして、5行目に下線を引いております、同じく南高北部環境衛生組合を削除するものでございます。次のページをお願いいたします。

第3条第9号に関する事務であります、この事務は職員の公務災害及び通勤災害に関する事務であります。そして一番下の表の第3条第13号に関する事務、この事務は職員の研修に関する事務でありまして、それぞれ下線を引いております南高北部環境衛生組合を削除するものであります。

次に、改正本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約の施行期日を定めるものでございまして、期日を平成29年4月1日から施行することといたしております。

この南高北部環境衛生組合は、一般廃棄物のし尿処理を行うことを目的として、昭和38年6月25日に旧有明町、国見町、瑞穂町、吾妻町及び愛野町の5町で発足し、その後市町村合併に伴い、平成17年10月11日に雲仙市が設置され、1市1町、雲仙市と有明町の構成となりましたが、平成18年1月1日以降は、有明町が島原市に編入合併したことから現在の2市、島原市と雲仙市の構成となっております。そしてこの度、島原市から新たに施設の更新を行うことになったため、同組合から脱退したい旨の協議依頼があっており、協議の結果、平成29年3月31日をもって同組合を解散するにいたったものであります。

以上で説明とさせていただきますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。よろしいですね。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更の件」の採決を行います。

お諮りします。本案はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第9号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更の件」は、可決されました。

(12:22)

議 長 次に、日程第11、議案第10号「長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同共同設置規約の変更の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第10号「長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同共同設置規約の変更の件」について、提案の理由をご説明いたします。

今回の規約の変更につきましては、長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する南高北部環境衛生組合が平成29年3月31日をもって解散することに伴い、長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する団体に変更が生じ、規約の変更が必要となりましたので、地方自治法第252条の7第2項の規定の規定に基づき関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは説明させていただきます。町長が提案理由で説明いたしましたとおり、南高北部環境衛生組合が平成29年3月31日をもって

解散することに伴いまして、長崎県市町村行政不服審査会を共同設置する団体に変更が生じ、規約を変更する必要が生じたので、提案するものであります。新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。一番最後のページになります。

長崎県市町村行政不服審査会を組織する団体の上から5行目に下線を引いております南高北部環境衛生組合を脱退により削除するものであります。

次に改正本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約の施行期日を定めるものであり、期日を平成29年4月1日から施行することといたしております。

南高北部環境衛生組合の解散に至った経緯は先ほど、総合事務組合の規約の変更で説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

以上で、説明とさせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号「長崎県市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同共同設置規約の変更の件」の採決を行います。

お諮りします。本案はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第10号「長崎県市町村行政不服審査法会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同共同設置規約の変更の件」は、可決されました。

(12:28)

議 長 以上を持ちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。本日は、これにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(12:28)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初手安幸

会議録署名議員 堀池浩

会議録署名議員 波戸勇則